

独立行政法人航海訓練所
第2期中期目標期間業務実績評価調書

平成23年9月
国土交通省独立行政法人評価委員会

第2期中期目標期間業務実績評価調書：航海訓練所

業務運営評価（個別項目ごとの評定）

中期目標項目	評定結果	実績	意見												
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化の推進 組織運営の効率化を推進するに当たっては、船員教育のあり方全般の見直しを反映した適切な航海訓練体制の構築及び練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進めることにより、より効率的な組織運営体制を確立する。</p>	A	<p>① 「船員教育のあり方に関する検討会」の報告（平成19年3月）（以下、「検討会報告」という。）に沿った、帆船実習の変更を含む乗船実習制度の見直し、内航用練習船を導入した練習船隊の再編と要員縮減の検討等により、航海訓練の体制整備を図っている。</p> <p>② 練習船5隻体制への移行に対応した要員の縮減、船員法の完全適用（平成18年から実施）に基づく練習船職員の勤務体制等の運用を実施している。また、船員法適用後の運用上の問題の改善や職員の業務量の適正化に取り組んでいる。</p> <p>③ 平成20年8月末日に連絡調整室を廃止したほか、本所教育部の再編（3課1室→2課2室）及び各課の業務見直しによる組織の合理化を図っている。</p>													
<p>(2) 人材の活用の推進 航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、役職員の非公務員化を踏まえて、大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るために、これらの機関等との人事交流を積極的に推進する。</p>	S	<p>① 航海訓練の実施のため、必要な役員5名（理事長、理事2名及び監事2名：うち1名は非常勤）及び職員を確保している。</p> <p>② 国土交通省、大学等の教育研究機関、地方公共団体、海運会社、海事団体等と人事交流を実施している。 5か年の累計は301名となり、中期計画の目標値（220名程度）を達成している。海運会社から派遣された教官の社船の運航形態・業務等に関する知見を、航海訓練に有効に活用している。</p> <p>海運会社との人事交流を含め、中期計画の約1.5倍の実績を挙げている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td>60名</td> <td>48名</td> <td>62名</td> <td>69名</td> <td>62名</td> <td>301名</td> </tr> </table>	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計	60名	48名	62名	69名	62名	301名	<p>・積極的な人材交流を大規模に展開し、とりわけ海運会社から派遣された者が有する社船の運航形態・業務等に関する知見を、航海訓練に有効に活用していることは高く評価できる。</p> <p>・人事交流累計数が1.5倍の実績となった点を評価する。</p>
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計										
60名	48名	62名	69名	62名	301名										

(3) 業務運営の効率化の推進

業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制することとする。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

また、業務の民間開放を積極的に推進する。

S

① 一般管理費及び業務経費を中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)に比較して、それぞれ約10%、約5%を抑制し、中期目標値を達成している。

・一般管理費は、競争入札への移行による保険料の削減等により抑制している。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
6%	8%	11%	16%	10%

・業務経費は、船舶の法定検査の一部を船内作業に振り替えた受検、電話料等の通信費の削減等の方策を講ずることによって抑制している。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
2%	2%	1%	11%	9%

・平成20年度以降の異常な燃料価格の高騰に対し、訓練内容を工夫し航海訓練の質を維持しつつ、練習船の減速運転や航海距離の縮小を行っている。

② 海事英語訓練の一部を外部委託し、航海訓練に係る業務の民間開放を実施している。

また、内航用練習船の建造に係る調査業務や広報活動の企画業務を外部委託している。

・期間中の目標値に対し、様々な取組により、一般管理費を約10%、業務経費を約5%と、それぞれ大幅な経費削減を達成したことは高く評価できる。

・とりわけ最近においては、船舶燃料油価格の高騰が練習船の運航経費を予想以上に押し上げて、業務経費の不足に陥り、船舶の修繕と運航に支障が出たであろう事態を、減速運航によって回避して、業務費を大きく引き下げたことは高く評価できる。

<p>3. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 航海訓練の実施</p> <p>独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる学生、生徒等に対する航海訓練を実施する。</p> <p>航海訓練の実施に際しては、各船員養成機関の養成目的、海運業界のニーズ及び関係する条約や国内法に基づく訓練を安全かつ効果的・効率的に行うとともに、職員研修及び自己評価体制を充実させること等により、訓練全般の質的向上と充実を図る。</p>	<p>—</p>	<p>① 独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる以下の実習生等(5か年で9,442人)に対する航海訓練を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学及び高等専門学校の学生 ・ 海技教育機構の学生・生徒(海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校) ・ 海員学校インターンシップ制度実習生 ・ 新たな海技士養成課程の学生(新三級海技士養成等) ・ 開発途上国船員養成事業研修生 ・ MAAPから受け入れた外国人留学生 <p>② 関係法令、検討会の報告、並びに船員教育機関及び海事産業界からのニーズ等を踏まえた実習生配乗計画を立案し、効果的かつ効率的な航海訓練を実施している。</p>	<p>—</p>
<p>(a) 三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。</p>	<p>S</p>	<p>(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>① 外国人船員管理能力の強化を図るため、ISMコード、SOLAS条約等の国際条約に規定される事項の説明と航海訓練所の安全管理システム(SMS)の作業手順書等を活用した訓練を実施している。また、リスクアセスメントを訓練に導入し、船上作業を題材としてリスク評価の手法を理解させる指導を行っている。</p> <p>② 環境保護に係る管理能力に関し、MARPOL条約に基づき、船舶における適切な廃棄物や廃油等の処理を理解させる指導を行っている。</p> <p>③ 練習船の運航場面において、海事英語を使用したコミュニケーションを行う実践的な訓練を実施している。</p> <p>海事英語訓練の促進のため、米国人アシスタント・アドバイザー、比国人インストラクターによる訓練を取り込み、現在では外部委託業者と訓練プログラムを共同作成した外国人講師による訓練を実施している。</p> <p>④ 船員としての自立性・責任感等の資質の涵養を図り、単独で航海当直、出入港作業、保守整備作業等ができることを目標とした訓練を実施している。</p> <p>⑤ 1995年改正STCW条約の項目や表記に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化を図るため、ISMコード、SOLAS条約等の国際条約に規定される事項の説明や航海訓練所の安全管理システム(SMS)の作業手順に従う訓練を展開し、また、環境保護に係る管理能力の強化を目標とするMARPOL条約や、船舶職員の資格基準にかかわる1995年改正STCW条約に基づく指導を徹底するなど、訓練内容の充実・強化に努めており、その取組は高く評価できる。 ・ 外国からアドバイザー等を受け入れ、蓄積した海事英語に関するノウハウ及び教材の活用による訓

	前ページに記載		練などを実施している点は高く評価できる。
(b) 四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とした訓練内容の充実・強化を図る。	A	<p>(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し</p> <p>① 安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の強化による即戦力化のため、船舶の運航技術と環境保護に関し次のとおり訓練の充実・強化を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実船訓練に加えて操船シミュレータ訓練を活用し、航海当直における操船技術や海上交通安全法等にある主要航路に関する知識の向上を図っている。 ・乗船実習開始時に廃棄物の処理等の環境保護の行動習慣を身に付けさせる指導を行っている。 ・船舶運航の即戦力を身に付けさせるため、実習生が単独で航海当直、甲板機械及び機関の操作ができること等を目標とする訓練を行っている。 ・保守整備実習においては、安全対策と実務に即した作業の準備、実施、記録等をひとまとめとし、併せて責任を持たせて作業を完遂させる訓練を行っている。 ・甲板機械、機関等の運転操作実習において、「指差呼称」等による安全確認の徹底、危険予知訓練等を反復して指導している。 <p>② 実習生が内航船に就職した後、ミスマッチのために早期に離職することがある現状を踏まえ、訓練や船内生活、練習船の幅広い年齢層の乗組員とのコミュニケーション等を通じて内航海運の業務形態等を理解させ、職業意識を身に付けさせる取組を実施している。</p> <p>また、内航船の少人数による業務、出入港の多い業務形態等を理解させるため、内航海運会社から講師を招いての講座の実施やオイルタンカーの荷役作業の見学等により、内航船の実務の一端を理解させるとともに、内航船員として働くイメージ構築の一助となるよう努めている。</p> <p>③ 1995年改正STCW条約の項目や表記に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入している。</p>	

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画に基づき訓練を実施し、実習生全員の訓練課程の修了を目指す。

S

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

① 船員教育機関からの科別、学年別の在籍者数調査を踏まえ、関係法令の要件等に基づいて実習生受入計画を作成している。

また、検討会報告に沿って、帆船実習の実施時期、期間及び遠洋航海の見直しを行い、以下の事項を考慮して効率的な実習生配乗計画を策定している。

- ・高い実習生充足率に対処するため、カリキュラムが一部異なっても同じ海技資格の取得を目指す実習生を一つの練習船に配乗
- ・資格要件となる遠洋航海の規模と実施回数
- ・社船実習に進む実習生の員数確定後の配乗の再編成

② 船員教育機関の新たな船員養成課程、新三級海技士養成課程、社船実習制度における第三者委託等の受入員数に対応し、期間中の実習生受入計画の見直しを行っている。

実習生充足率

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
73.1%	72.6%	78.9%	81.0%	78.1%

③ 訓練の達成目標

実習生の知識及び技能に関する業界のニーズを訓練に反映し、知識試験及び実技試験により実習生の到達レベルを確認するとともに、所定のレベルに達していない場合には、フォローアップを行っている。

5か年の平均修了率は 99.4%となっている。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	平均
99.5%	99.2%	99.5%	99.0%	99.7%	99.4%

④ 船員に求められる資質を涵養するため、訓練及び船内生活等を通じて、責任感、積極性、協調性等の評価を行い指導に活用している。

また、心理面または健康面に不安を抱える実習生に対し、有資格者によるカウンセリングや医療・健康相談を行い、高い修了率を維持している。

・業界のニーズに対応できるよう、技能訓練における実船・実機訓練やシミュレータなどによる多様な訓練評価や実習生へのフォローアップ等を実施したことにより修了率が 99.4%となるなど、実習生の充足率を継続的に高く保っている点は高く評価できる。

<p>(d) 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の整備を実施する。</p>	<p>A</p>	<p>(d) 訓練機材の整備</p> <p>① STCW条約に基づく資質基準システム（QSS）に従って以下の各種訓練機材・教材を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大成丸にオンボード操船シミュレータを整備し、銀河丸（整備済み）と併せて操船シミュレータ訓練を推進し、実船訓練とシミュレータ訓練を組み合わせた複合訓練を、各課程に導入して実施している。 ・操船シミュレータ訓練のインストラクターは、海技大学校等の船員教育機関や民間企業の知見を活用して養成を行っている。また、内部有識者（職員）を講師としたインストラクターの所内養成に努めるとともに、若手航海士の研修としても活用している。 ・保守整備に係る即戦力化に取り組むため、ワイヤ・ロープ結索資材、甲板塗装資材、電気配線工事実習用資材、各種工具類を整備するほか、開放整備実習用のポンプ類を導入している。 ・海事英語訓練を強化するため、市販のテキスト・教材、パソコンベースの音声による英語教材を導入している。 ・今後義務化されるECDIS（電子海図情報表示装置）訓練装置等の早期整備やAIS実習装置、海事英語訓練教材の独自開発等により航海訓練の充実を図っている。 <p>② 航海訓練のデータ管理を行う「実習訓練情報システム」の機材とソフトウェアを更新し、実習生個人情報に関するデータ保護及びセキュリティ等を向上させている。</p> <p>③ 内航船員養成に関する業界のニーズを踏まえ、内航用練習船の運航設備、訓練機材等の概念設計を行っている。</p>	
<p>(e) 海運業界のニーズを把握するために、海運業界や関係機関との意見交換会等を年間15回程度開催し、その意見等を航海訓練に反映するように努めることとする。</p>	<p>S</p>	<p>(e) 意見交換会の実施</p> <p>① 期間中に、意見交換会等は145回、視察会は48回実施している。</p> <p>意見交換会等の開催回数は年間平均29回であり、中期目標の回数を大幅に上回っている。</p> <p>意見交換会等における要望事項のうち対応可能なものは航海訓練に反映させている。</p> <p>意見交換会</p>	<p>・海運業界や関係機関のニーズを把握するために意見交換会、視察会ともに目標を大幅に上回って開催している。また、年を追う毎に増加している点も評価できる。ここで得られた意義ある要望については航海訓練に反映させているだけ</p>

	前ページに記載	<p>18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 19回 20回 23回 43回 40回 練習船視察会</p> <p>18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 8回 8回 8回 10回 14回</p> <p>② 産学官の委員から構成される「社船実習連絡協議会」に参加し、乗船実習に係る訓練や事務手続きの分担等に関する意見交換を行い実務に反映している。</p> <p>③ 「大成丸代船建造調査委員会」を開催し、学識経験者等から構成される委員により意見交換を行い、内航用練習船の基本構想及び仕様を最終とりまとめに示している。</p>	でなく、社船実習や内航用練習船の基本構想及び仕様についても特別の協議会や委員会を設けて専門的に対応しており、成果を上げていることは高く評価できる。
(f) 訓練期間の初期及び終期に行う実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善する。	A	<p>(f) 実習生による評価</p> <p>① 実習生による訓練評価をアンケート形式にて実施し、必要な事項は速やかに航海訓練に反映させている。</p> <p>② アンケートを年間平均28回行い、中期計画の目標値（年間20回程度）を達成している。 アンケートの結果は、情報通信ネットワークを通じて職員間で共有化を図っている。 これまで（10年間）の訓練評価の結果を検証し、訓練の全体評価だけでなく、個別訓練の訓練評価についても平成23年度から実施することを計画している。</p> <p>18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 累計 20回 20回 20回 26回 54回 140回</p>	
(g) 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、もって組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。	A	<p>(g) 職員研修</p> <p>① 職員の資質及び能力の向上を目的とした職務別・階層別に体系付けた職員研修プログラムを策定している。 このプログラムに基づき職員研修の年間計画を作成し、外部研修や外部研修を受講した職員を講師として他の職員に行う研修等を実施している。</p> <p>② 職員研修プログラムに基づき、職員研修を実施した人数は中期計画の目標値（延べ500名以上）を上回っている。</p> <p>18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 累計</p>	

	前ページに記載	<p>214名 134名 161名 338名 268名 1,115名</p> <p>③ 従来の研修項目に加え、新たに操船シミュレータ研修及びそのインストラクター養成研修、メンタルヘルス、内部統制、コンプライアンス等の研修を行い、研修項目を拡充している。</p> <p>④ 世界海事大学に職員2名を留学させている。</p>	
<p>(h) 組織全体で安全管理体制のより一層の充実を図るために、船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制の定期的な見直し、ISMコード認証の任意取得、安全風土の確立、陸上からの船隊支援体制の強化等を図る。</p>	A	<p>(h) 安全管理の推進</p> <p>① 安全管理システム等のシステムの維持 任意取得した国際安全管理規則（ISMコード）に基づく安全管理システム（SMS）、国際条約に基づく船舶保安の体制の監査・審査を通じて、システム及び体制の維持・向上を図り、手順書や指針を遵守し練習船運航の安全、環境保護及び船舶保安の維持に努めている。</p> <p>SMSにリスクアセスメントを導入し、重大な事故が発生する可能性のある船上作業、ヒヤリハット事例等に基づくリスクアセスメントを行うよう、SMSの作業手順書等の見直しを行っている。</p> <p>台風等対策支援チームを設置し、気象や避泊地等に関する諸情報の提供を情報通信ネットワーク等のITを活用して、練習船の運航支援を行っている。</p> <p>「安全推進室」を設置するとともに、陸上役職員、各船の安全管理者等が出席する「安全推進会議」を新設している。これらの新たな体制により、事故事例・ヒヤリハット等の報告の推進と分析を行い、全役職員間における情報の共有化と事故再発防止対策を実施している。</p> <p>② 健康保持増進計画の計画実施等 インフルエンザ等の感染症の対応、職員の健康診断データに基づく健康指導等に関するテーマを定めて「健康保持増進実施計画」を立てている。また、季刊紙「安全と衛生」を年4回発行し、ハラスメント、熱中症予防等の時節に合った内容を掲載し、実習生及び職員の安全衛生に関する啓発を行っている。</p>	

	前ページに記載	<p>インフルエンザを含む感染症対策として、対応マニュアルの整備・運用と安全衛生教育を行っている。</p> <p>心のケアが必要な実習生・職員に対する支援活動や感染症への対応として、外部研修によるカウンセラーの育成を継続して行い、資格を有する職員を中心とした心理相談等の体制を整備している。</p>	
<p>(i) 自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図るとともに、新たな評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。</p>	A	<p>(i) 自己点検・評価体制の確立</p> <p>① 練習船に対する教育査察及びSTCW条約の資質基準制度(QSS)による内部・外部監査を実施している。 教育査察では、理事長が練習船に乗船し、航海訓練の計画、実施状況等の点検・評価を行うことにより、航海訓練の質の維持・向上を図っている。 QSSの内部監査での指摘により、航海訓練に関する不適合は速やかに是正されている。</p> <p>② QSSによるマネジメントレビュー(訓練の質の維持・改善のため船内生活環境も含めた全般の見直し)において、業界のニーズを反映した訓練、実習生による訓練評価や意見等への取組状況を把握している。</p>	
<p>(2) 研究の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。 研究の実施に際しては、航海訓練所の目的を踏まえて、航海訓練に関する研究を組織的に行い、その成果を活用して、実習生に対して航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能の習得に資するよう努めることとし、期間中に55件程度の研究を実施する。</p>	A	<p>(2) 研究の実施</p> <p>(a) 研究件数</p> <p>① 独自研究 5カ年間の累計は35件で、目標値(30件程度)を達成している。</p> <p>② 共同研究 5カ年間の累計は30件で、目標値(25件程度)を達成している。</p> <p>(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化</p> <p>① 船舶の安全運航、ヒューマンエレメント、地球環境保全、資質教育等の分野に関する研究テーマに重点を置いた独自研究とともに、外部研究機関との共同研究を実施している。 また、研究活動を活性化のため、各種セミナーへの参加、外部研究機関等との意見交換、共同研究の締結等の</p>	

	前ページに記載	<p>研究交流を推進している。</p> <p>② 刊行誌（調査研究時報）の発行、ホームページ、外部の学術研究論文検索システムへの登録等により公表するほか、情報通信ネットワークに掲載して全役職員が研究情報を容易に入手できる仕組みを確立している。</p> <p>③ 研究体制を充実させるため、研究成果の評価指標による年度評価を行っており、研究グループに研究強化の指導、研究促進の支援等を実施している。</p>	
<p>(3) 成果の普及・活用促進</p> <p>独立行政法人航海訓練所法に基づき、船員教育及び航海訓練に関する研究成果並びに海事思想を広く普及・活用するための活動を行う。</p> <p>成果の普及・活用促進に際しては、船員教育及び船舶運航関係の知識、技術、航海訓練に関する研究成果及び情報等を外部へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。</p>	S	<p>(3) 成果の普及・活用促進</p> <p>(a) 技術移転の推進に関する業務</p> <p>① 中期目標期間中に累計18機関（目標値15機関）、合計1,002名の研修員（目標値300名程度）に対し運航実務研修を行っている。</p> <p>研修員の受入数は中期計画の目標値の3倍以上を達成している。</p> <p>② 外国の政府機関、業界等の要請に応じて、期間中に57名の船員教育専門家を派遣し、中期計画の目標値（5名程度）を達成している。</p> <p>世界の船員供給国が多いアジア地域の海事行政、船員教育のレベルアップのため以下の案件に職員を派遣している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA事業による専門家の派遣（フィリピン、インドネシア） ・ 国際条約による国の海技資格の承認船員制度に係るフィリピン・マニラ等の無線講習 ・ アジア人船員国際共同養成プロジェクトにおけるアドバイザの派遣 <p>③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として期間中に延べ120名の職員を派遣（目標値95名程度）するとともに、15件の国際会議等に参画（目標値6件程度）し、中期計画の目標値を達成している。</p> <p>④ IMO及びILO等の国際会議に政府代表の一員として出席し、海事に関する国際的な動向の把握と議論に参加している。</p> <p>また、2006年ILO海事労働条約の発効、2010年STCW条約マニラ改正の採択のため、職員が関係国との条約案文の共同提案に貢献している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を通して目標を大幅に上回る研修員を受け入れるとともに、研究成果をもとに重要な国際規則制定会議、行政等に反映させていることは高く評価できる。 ・ 国際的な貢献活動は高く評価できる。 ・ 目標値を大幅に上回る研修員の受入れは成果の普及に繋がり、継続的な数多くの海事思想普及活動は今後の人材確保につながるものとして高く評価できる。

	前ページに記載	<p>(b) 研究成果の普及・活用促進</p> <p>① 中期目標期間中の研究成果を以下の方法で公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究調査諸報を7報、調査研究時報6報を発行し、所内・所外関係先に配布 ・ホームページで研究成果の概要を掲載 <p>② IMO、ILOの国際条約の改正・発効についての「特別講演会」を開催している。</p> <p>③ 海洋環境保護対策のための「船舶から排出されるPM*の特性調査の研究」による、PM測定方法の指針がJISの測定基準として掲載された。</p> <p style="text-align: center;">*PM：ディーゼル機関等から排出される粒子状物質</p> <p>④ 中期目標期間中、1件(微細油粒対応油水分離装置)の特許出願を行い申請手続中。</p> <p>⑤ 外部論文発表件数の5か年累計は42件 (目標値30件程度) 外部学会発表件数の5か年累計は60件 (目標値30件程度) ともに中期計画の目標値を達成している。</p> <p>(c) 海事思想普及等に関する業務</p> <p>① 一般公開、練習船見学会及びシップスクールの実施実績を合わせて中期計画に設定した目標値(年45回程度)を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海フェスタ等の海事関連イベント、地方自治体等からの寄港要請に応じて練習船を派遣し、一般公開等を行っている。 ・海事関連機関や地方自治体と連携した練習船見学会を行うとともに、「シップスクール(訪問型海事広報活動等)」を実施し、内容や開催場所を含む参加者の要望等に合わせて開催している。 <p>② 練習船見学会及びシップスクールでは、操船シミュレータによる操船体験、帆船における操帆作業体験、ロープワーク、椰子すり体験、メインエンジン始動操作体験等を取り入れた体験型のイベントを行うとともに、小・中学校等の学校教育と連携した活動を実施している。</p>	
--	---------	---	--

	10ページに記載	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般公開</td> <td>27回</td> <td>28回</td> <td>25回</td> <td>31回</td> <td>26回</td> </tr> <tr> <td>見学会</td> <td>19回</td> <td>20回</td> <td>31回</td> <td>16回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>ツツブスクール</td> <td>4回</td> <td>9回</td> <td>26回</td> <td>40回</td> <td>43回</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 帆船練習船「海王丸」により、青少年等を対象とした体験航海（41回 599名）及び海洋教室（15回 714名）を実施している。</p> <p>④ 「広報委員会」を継続して実施し、広報紙・パンフレット等の発行、イベントへの展示ブースの出展等の活動計画を立て実施している。</p> <p>⑤ 広報に関する意見交換会を開催し、組織の広報活動に関する現状、効果等について意見交換を行なっている。また、「広報推進チーム」を新設し、組織の広報及び海事広報の活動に関する方針策定、改善等のための体制を強化している。</p> <p>⑥ NHK大河ドラマ「龍馬伝」に撮影協力（出演、技術指導）を行った。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	一般公開	27回	28回	25回	31回	26回	見学会	19回	20回	31回	16回	10回	ツツブスクール	4回	9回	26回	40回	43回	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																						
一般公開	27回	28回	25回	31回	26回																						
見学会	19回	20回	31回	16回	10回																						
ツツブスクール	4回	9回	26回	40回	43回																						
		<p>(4) 業務全般に関する項目</p> <p>内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備として、以下の取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約監視委員会を開催及び契約等の監視機能の強化 ・ QSS、SMSによる航海訓練の業務に関する監査・調査の実施 ・ 業務実績に関するモニタリングの実施及び新設した「業務推進・活性化委員会」による部署ごとの業務のクロスチェックの実施。 ・ 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び職員研修等への活用 <p>監事監査では、中期計画等の業務実績、内部評価委員会の強化、理事長による教育査察の実施状況、組織内の情報の共有化等について、調査の結果、組織の内部統制に係る取組が適正に推進されている旨の評価があった。</p>																									

<p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、航海訓練所の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。</p>	<p>A</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保 以下の自己収入の確保に努めている。</p> <p>① 船員教育機関等からの訓練委託費の引き上げ 平成18年度 3,000円/人月 ↓ 平成22年度 6,000円/人月</p> <p>② 教科参考資料の実習生配付価格の引き上げ</p> <p>③ 証明書類の発行手数料の収受</p> <p>④ 運航実務研修の研修費の引き上げ 平成18年度 2,000円/人・日 ↓ 平成22年度 3,000円/人・日</p> <p>⑤ 社船実習制度における、海運会社から本制度に応じた費用の収受</p> <p>上記自己収入に係る期間中の実績は、259百万円であった。</p> <p>(2) 予算、収支計画及び資金計画 期間中の予算は、計画に従い適正に執行されており、監事による業務監査、会計監査が適切に実施され、関係規定に基づき適切に執行されている。</p>	
		<p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の実績はない。</p>	
		<p>5. 重要財産の処分計画</p> <p>北斗丸、旧銀河丸に係る売却代金の国庫納付を行っている。</p>	
		<p>6. 剰余金の使途</p> <p>期間中に発生した剰余金は、総額642百万円となったが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金としている。</p>	

<p>5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画</p> <p>航海訓練所の目的の確実な達成のために、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。</p>	A	<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備に関する計画</p> <p>① 東京港晴海専用栈橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を、平成18年度から平成19年度の2か年計画で行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">施設整備費補助金 422,150千円 契約金額 420,772千円</p> <p>*施設整備費補助金と契約金額の差異について 一般競争入札を実施したことにより、1,378千円の執行残が生じている。</p> <p>② 訓練機材の配備充実のため、練習船「大成丸」のオンボード操船シミュレータ施設整備を、平成20年度に行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">施設整備費補助金 52,000千円 契約金額 48,458千円</p> <p>*施設整備費補助金と契約金額の差異について 一般競争入札を実施したことにより、約3,542千円の執行残が生じている。</p> <p>③ 内航用練習船の建造に必要な調査の予算を確保し、コンサルティング会社に依頼し、内航用練習船の概念設計を作成している。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>上記の各般の業務運営の効率化を通じて、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとする。</p>	A	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 人件費(退職手当等を除く。)について、平成18年度に7.8%の削減を行い、中期計画目標値(5%以上の削減)を達成している。</p> <p>② 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを行っている。</p> <p>③ 練習船職員に船員法が完全適用されたことに対応し、勤務体制、予備員制度、休暇制度等を適正に実施している。</p> <p>また、平成21年度の船員法の一部改正による「時間外労働の上限基準の設定、休息時間の確保」を導入、適正に実施している。</p>	

<p>(3) その他 中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。</p>	<p>—</p>	<p>「船員教育のあり方に関する検討会」等における船員養成に係る指摘事項を踏まえて、以下のような措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織の再編及び各課の業務見直しによる組織の合理化 ② 帆船実習の実施時期の変更、期間及び遠洋航海の義務化の廃止等による業務の効率化 ③ 内航用練習船の導入 ④ 訓練委託費の引き上げによる自己収入の確保 	
---	----------	---	--

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

S S：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げていると認められる。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げていると認められる。

A：中期目標の達成状況として着実な実績を上げていると認められる。

B：中期目標の達成状況として概ね着実な実績を上げていると認められる。

C：中期目標の達成状況として十分な実績を上げていると認められない。

・S Sをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。



第2期中期目標期間業務実績評価調書：航海訓練所

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評定の分布状況（項目数合計：17項目）

（17項目）

SS	0項目	
S	6項目	
A	11項目	
B	0項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・概ね着実な業務の実績があると認められる。
- ・特に優れた実施状況にある業務としては、組織再編などによる組織運営の効率化、業務運営の効率化による一般管理費及び業務経費の抑制、高頻度での意見交流会の開催、3級・4級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し、職員研修などがあげられる。これらの業務の多くは、中期目標値を超える成果を出しており、そうした点から高く評価できる。
- ・「船員教育のあり方に関する検討会」の報告に沿った、帆船実習の変更を含む乗船実習制度の見直し、内航用練習船を導入した練習船隊の再編と要員縮減の検討等により、航海訓練の体制を革新整備したことは高く評価できる。
- ・実習生から得た訓練の結果を即座に評価して、訓練にフィードバックする体制を整備したことは高く評価できる。その結果、ほぼリアルタイムに実習生に対しベストの訓練を提供できており、優れた教育への取組として高く評価できる。
- ・継続して着実な航海教育訓練を実施しており、海運業界のニーズを常に把握しようとしている点と、一般への海事思想の普及に熱意をもって行っている点は評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・実習生の適正な配乗計画と受入計画については、実習生充足率の効率的な推移を維持できるよう取り組まれない。
- ・内航用練習船による新たな内航船員養成訓練プログラムの実施に関しては、成果に対する期待が大きく、重要な意義を有するものと認識される。
- ・業務経費等の削減を強く押し進める点は評価できるが、それによって実際の航海訓練時間が短くなってしまっている点の改善を期待したい。
- ・国内外の研修員の受入れ体制は、継続的に検討・改善していくべきであると考えられる。

（その他）

- ・日本が貿易立国であることを一般国民に理解して貰うために海事思想の普及は重要である。その業務を直接担う組織がない現状において、航海訓練所が海事思想普及に努力していることは、本来の船員教育業務にひけをとらない重要な業務といえる。今後ともその努力を継続されることを望む。
- ・安全管理システム及び船舶保安システムの推進にあたっては、主導的役割が期待される。

<p>総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)</p> <p>A</p>	<p>(評定理由)</p> <p>評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成状況として着実な実績を上げていると認められる。</p>
---	---